

【地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況】

主として今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的として、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられました。

この増収分は、使途を明確にするとともに、すべて社会保障施策の財源として活用することとなっております。

平成28年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
211,202 千円

社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

項目	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の 交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	869,551	560,140	37,233	272,178
	高齢者福祉事業	36,967	4,922	3,856	28,189
	児童福祉事業	1,255,236	750,872	60,695	443,669
	小計	2,161,754	1,315,934	101,784	744,036
社会保険	介護保険事業	452,222	4,218	53,910	394,094
	国民健康保険事業	353,381	102,008	30,249	221,124
	小計	805,603	106,226	84,159	615,218
保健衛生	健康増進対策事業	145,549	6,870	16,687	121,992
	医療体制強化事業	71,237	0	8,572	62,665
	小計	216,786	6,870	25,259	184,657
合計		3,184,143	1,429,030	211,202	1,543,911

地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。